

「後見人制度」を学ぶ

A. なぜ後見人制度を利用するか

B. 成年後見制度

～法定後見と任意後見～

C. 後見人(親族、専門職、市民、法人)

平成26年9月25日

NPO法人東葛市民後見人の会

青木敏郎

A. なぜ後見人制度を利用するか

1. 取り巻く環境

(1) 介護保険制度と成年後見制度の制定(2000年)

- ・ 措置制度から保険制度へ(契約)

(2) 高齢化社会(少子化)

- ・ 騎馬戦から肩車へ
- ・ 高齢化率23.3%(平成23年10月)
2060年度 高齢化率39.9%、75歳以上26.9%

(3) 経済環境

- ・ 共働き
- ・ 高齢者も勤労者、ボランティア

(4) 家族形態の変化

- ・ 老夫婦世帯、単身世帯
- ・ こどもの世帯と遠距離

(5) 高齢者の被害・虐待

- ・ 悪徳業者等による被害(経済的被害)
- ・ 親族や施設等による被害

2. 後見人申立の**きっかけ理由**（複数回答あり）

預貯金等の管理・解約 28,108件（**41.6%**）

介護保険契約（施設入所等） 12,162件（18.0%）

身上監護 7,997件（11.8%）

不動産処分 6,649件（9.8%）

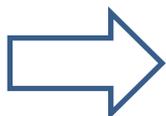
相続手続 6,163件（9.1%）

保険金受け取り 2,757件（4.1%）

訴訟手続き等 1,845件（2.7%）

その他 1,863件（2.8%）

（出典）成年後見関係事件の概況－平成25年1月～12月」
最高裁判所事務総局家庭局



ご家族等が必要に迫られ

3. 高齢者の被害状況(経済的)

高齢者の経済的虐待の被害は、下記のような状況

(1) 悪徳業者による(上位10位)

2012年度70才以上契約当事者の相談(国民生活センターHPより)

| | |
|--------------------|----------------|
| ① 電話勧誘販売 | 31,974件(19.9%) |
| ② 家庭訪販 | 23,730件(14.7%) |
| ③ 利殖商法 | 12,072件(7.5%) |
| ④ 被害にあった人を勧誘(二次被害) | 7,436件(4.6%) |
| ⑤ 代引配達 | 5,860件(3.6%) |
| ⑥ インターネット通販 | 4,987件(3.1%) |
| ⑦ 次々販売 | 4,945件(3.1%) |
| ⑧ 当選商法 | 4,020件(2.5%) |
| ⑨ 無料商法 | 3,598件(2.2%) |
| ⑩ 販売目的隠匿 | 3,188件(2.0%) |

⇒ 家庭訪問販売と電話勧誘販売で**35%**占める

(2) 親族による

- ① 相続財産の確保
- ② パラサイト
- ③ 預貯金の使い込み
- ④ 不動産の売却

(3) 施設による

- ① 解約返戻金
- ② 施設の倒産
- ③ 入居者の財産・預貯金の使込み

(4) 民間企業による

- ① 金融商品の販売
- ② 不動産の販売
- ③ 保険の販売

| | | |
|---------|-------------|---|
| 虐待の主な種類 | 身体的虐待 | 暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 |
| | 心理的虐待 | 脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 |
| | 性的虐待 | 本人が同意していない、性的な行為やその強要 |
| | 経済的虐待 | 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 |
| | 介護・世話の放置・放任 | 必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること。 |

| | | | |
|-------|---|----------------|---|
| 虐待の程度 | 当事者に自覚がない場合も含めて、外から見ると明らかな虐待と判断できる状態で、専門職による介入が必要な状態です。 | 緊急事態 | 高齢者の生命に関わるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要があります。 |
| | 虐待かどうかの判断に迷うことの多い状態です。放置すると深刻化することもあるため、本人や家族の支援、介護サービスの見直し等を図ることが大切です。 | 要介入 | 放置しておくとも高齢者の心身の状況に重大な影響を生じるか、そうなる可能性が高い状態です。当事者の自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要です。 |
| | | 要見守り・支援 | 高齢者の心身への影響は部分的であるか顕在化していない状態。介護の知識不足や介護負担が増加しているなどにより不適切なケアになっていたり、長年の生活習慣の中で生じた言動などが虐待につながりつつあると思われる場合があります。 |

4. 高齢者の虐待状況(千葉県内)H25. 8国調査

(1) 虐待の種別(複数回答)

| | 身体的虐待 | 介護等放棄 | 心理的虐待 | 性的虐待 | 経済的虐待 | 合計(累計) | 合計(人数・件数) |
|------|--------------|--------------|--------------|-----------|--------------|--------|-----------|
| 24年度 | 475 65.1% | 184 25.2% | 301 41.2% | 2 0.3% | 136 18.6% | 1098 | 730 |
| 23年度 | 532 68.3% | 177 22.7% | 299 38.4% | 3 0.4% | 162 20.8% | 1173 | 779 |
| 22年度 | 475 64.4% | 180 24.4% | 277 37.5% | 3 0.4% | 151 20.5% | 1086 | 738 |

(注) %は認定件数に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(2) 虐待の続柄

| | 夫 | 妻 | 息子 | 娘 | 嫁 | 婿 | 兄弟 姉妹 | 孫 | その他 | 不明 | 合計 |
|------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|---------------|
| 24年度 | 153 19.4% | 40 5.1% | 329 41.7% | 130 16.5% | 39 4.9% | 19 2.4% | 23 2.9% | 29 3.7% | 27 3.4% | 0 0.0% | 789 100.0% |
| 23年度 | 155 18.3% | 31 3.7% | 351 41.3% | 159 18.7% | 48 5.7% | 18 2.1% | 17 2.0% | 43 5.1% | 27 3.2% | 0 0.0% | 849 100.0% |
| 22年度 | 140 17.3% | 45 5.6% | 323 39.9% | 156 19.3% | 55 6.8% | 17 2.1% | 9 1.1% | 32 4.0% | 31 3.8% | 1 0.1% | 809 100.0% |

(注) 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしたため延べ数

(3) 被虐待者の状況

ア 性別

| | 男性 | 女性 | 不明 | 合計 |
|------|--------------|--------------|-----------|---------------|
| 24年度 | 167 22.9% | 563 77.1% | 0 0.0% | 730 100.0% |
| 23年度 | 239 29.7% | 566 70.2% | 1 0.1% | 806 100.0% |
| 22年度 | 168 22.6% | 576 77.4% | 0 0.0% | 744 100.0% |

イ 年齢

| | 65～69 歳 | 70～74 歳 | 75～79 歳 | 80～84 歳 | 85～89 歳 | 90歳 以上 | 不明 | 合計 |
|------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----------|---------------|
| 24年度 | 69 9.5% | 143 19.6% | 161 22.1% | 167 22.9% | 132 18.1% | 57 7.8% | 1 0.1% | 730 100.0% |
| 23年度 | 97 12.0% | 142 17.6% | 163 20.2% | 194 24.1% | 117 14.5% | 86 10.7% | 7 0.9% | 806 100.0% |
| 22年度 | 97 13.0% | 109 14.7% | 186 25.0% | 162 21.8% | 121 16.3% | 67 9.0% | 2 0.3% | 744 100.0% |

B. 成年後見制度

1. 成年後見人

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産に関する**事務**を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない(民法858条)

認知症、知的障害、精神障害等により**判断能力が不十分であるため意思決定が困難な方**を、後見人が「財産管理」や「身上監護」等を通じて、その方の権利を擁護していく制度。

後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する(民法859条)

財産管理を行う

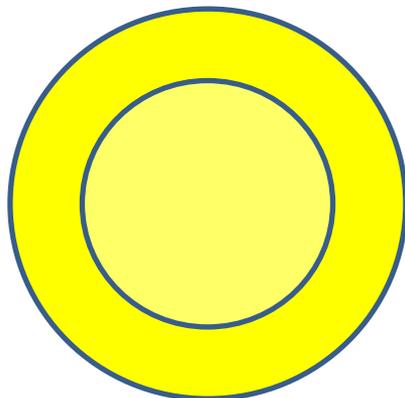
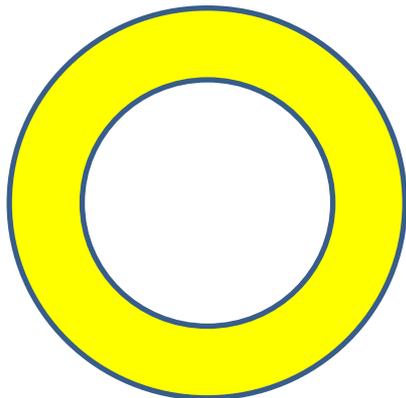
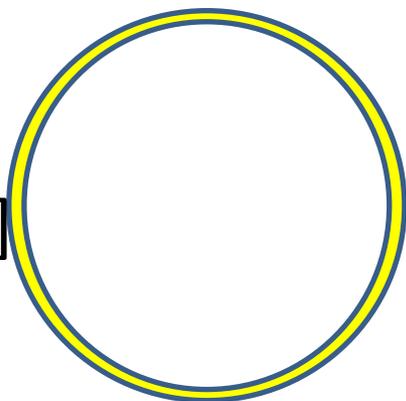
成年後見人は、**被後見人(ご本人)**のために

法定後見制度の対象者

補う
[後見人]



判断能力が欠けて
いない



「後見」

日常的に必要な買い物はできず、誰かに代わってやってもらわなければならない程度に判断能力が欠けている方

「保佐」

日常的に必要な買い物程度は一人でできますが、不動産、自動車の売買や自分の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分でできない程度の判断能力のない方

「補助」

重要な行為は、自分でできるかも知れないが、できるかどうか危惧があるので、本人のために誰かに代わってやってもらった方がよい程度の判断能力の方

3. 主な身上監護事務

介護契約・施設入所契約・医療契約等、本人の
身上監護に関する事務

(1) 介護契約

(2) 施設入所契約

(3) 医療契約

(4) (1)～(3)の共通

- 契約内容の監視、履行の確認、苦情申し立て
- 職務権限に含まれる法律行為に付随する事実行為

4. 主な財産管理事務

預貯金管理・保険管理・不動産管理等、本人の
財産管理に関する事務

(1) 預貯金等の金融関係

(2) 保険関係

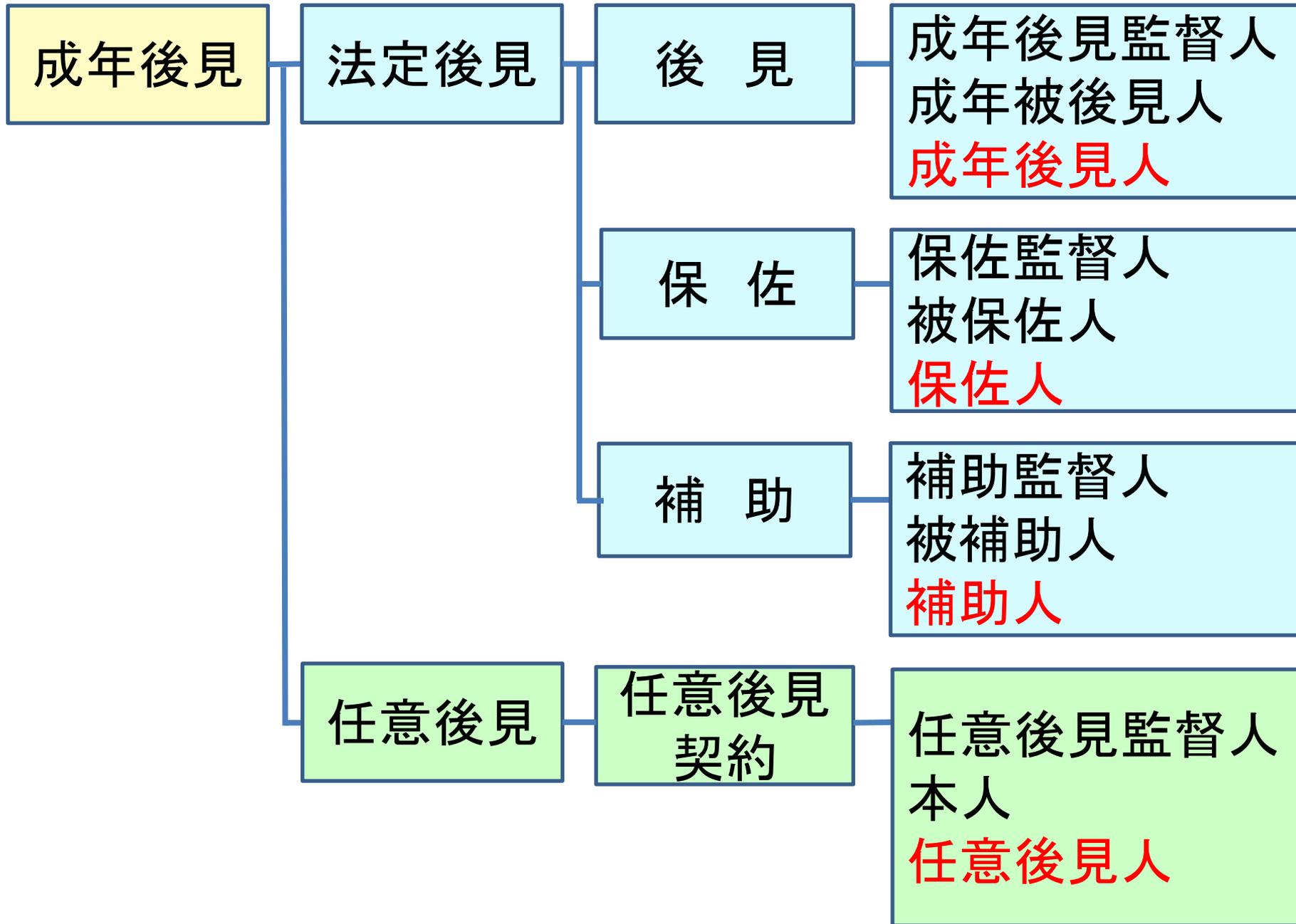
(3) 不動産関係

(4) 相続関係

(5) (1)～(4)の共通

- ・ 職務権限に含まれる法律行為に付随する事実行為

5. 法定後見と任意後見



(1)代理権・同意権・取消権

イ. 成年後見人

代理権、取消権

ロ. 保佐人

同意権：民法13条1項は**当然**、

それ以外は、付与申し立て

取消権：付与された同意権について

代理権：代理権付与の申し立て

ハ. 補助人

代理権：代理権付与の申し立て

同意権：同意権付与の申し立て

取消権：付与された同意権について

ニ. 任意後見人

代理権：付与する代理権を公正証書で

(2) 重要な財産行為(民法13条1項)

- ◆貸金の元本の返済を受けたり、不動産や金銭の貸付をすること。
- ◆金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ◆不動産をはじめとする重要な財産(自動車等)について、売買等をする事。
- ◆ 訴訟を提起すること、和解や仲裁合意をする事。
(相手方の訴えに対し応訴することを含まない)
- ◆贈与すること
- ◆相続の承認や放棄をする事、遺産分割の協議をする事
- ◆贈与の申し込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申し込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- ◆新築・改築・増築または大修繕をする事。
- ◆建物については3年、土地については5年を超える期間の賃貸借契約をする事。

(3) 法定後見制度(まとめ)

| | | 法定後見制度 | | |
|---------|---------|---|------------------------------|------------------------------|
| | | 補助 | 保佐 | 後見 |
| 要件 | 判断能力 | 精神上的の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により事理を弁識する能力が不十分な者 | 精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者 | 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 |
| 開始の手続き | 申立権者 | 本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等 | | |
| | | 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人 市町村長 | | |
| | 本人の同意 | 必要 | 不要 | 不要 |
| 機関の名称 | 本人 | 被補助人 | 被保佐人 | 成年被後見人 |
| | 保護者 | 補助人 | 保佐人 | 成年後見人 |
| | 監督人 | 補助監督人 | 保佐監督人 | 成年後見監督人 |
| 同意権・取消権 | 付与の対象 | 申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為(民法13条1項所定)行為の一部」 | 民法13条1項所定の行為 | 日常生活に関する行為以外の行為 |
| | 付与の手続き | 補助開始の審判+同意権付与の審判+本人の同意 | 保佐開始の審判 | 後見開始の審判 |
| | 取消権者 | 本人・補助人 | 本人・保佐人 | 本人・成年後見人 |
| 代理権 | 付与の対象 | 申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」 | 同左 | 財産に関するすべての法律行為 |
| | 付与の手続き | 補助開始の審判+同意権付与の審判+本人の同意 | 保佐開始の審判 | 後見開始の審判 |
| | 本人の同意 | 必要 | 必要 | 不要 |
| 資格 | 身上の配慮義務 | 本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務 | 同左 | 同左 |

6. 申し立て

(1) 相談窓口

専門職、市、地域包括センター、社会福祉協議会、
地域包括センター、NPO法人(市民後見人)

(2) 申立書の作成

後見開始申立書、保佐開始申立書、補助開始申立書

(3) 申立人の範囲

本人、配偶者、4親等内親族、成年後見人等、検察官
、本人の所在地の市長村長

(4) 申し立てに必要な書類

- ① 申立書 ② 申立書付票(申立人が本人以外の場合)
- ③ 後見人候補者身上書(候補者が親族の場合)
- ④ 財産目録 ⑤ 収支予定表 ⑥ 本人親族の同意書
- ⑦ 収入印紙800円 ⑧ 郵便切手 4,550円程度
- ⑨ 登記印紙4,000円
- ⑩ 添付書類 ・申立人:戸籍謄本 ・本人:戸籍謄本、住民票、診断書ほか ・成年後見人候補者:戸籍謄本、住民票及び身分証明書ほか

7. 任意後見制度

任意後見は、本人に判断能力があるうちに、将来精神上的の障害により判断能力が低下した場合に備えて、本人が任意後見人となるべき者及びその権限の内容をあらかじめ公正証書によって契約しておき、本人の判断能力が低下した場合に、関係者からの申し立てに家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、契約の効力を生じさせることにより本人を保護するというものです。家庭裁判所が任意後見契約の効力を生じさせることができるのは、本人の判断能力が、法定後見でいえば、少なくとも補助に該当する程度以上に不十分な場合です。

(1) 任意後見契約内容

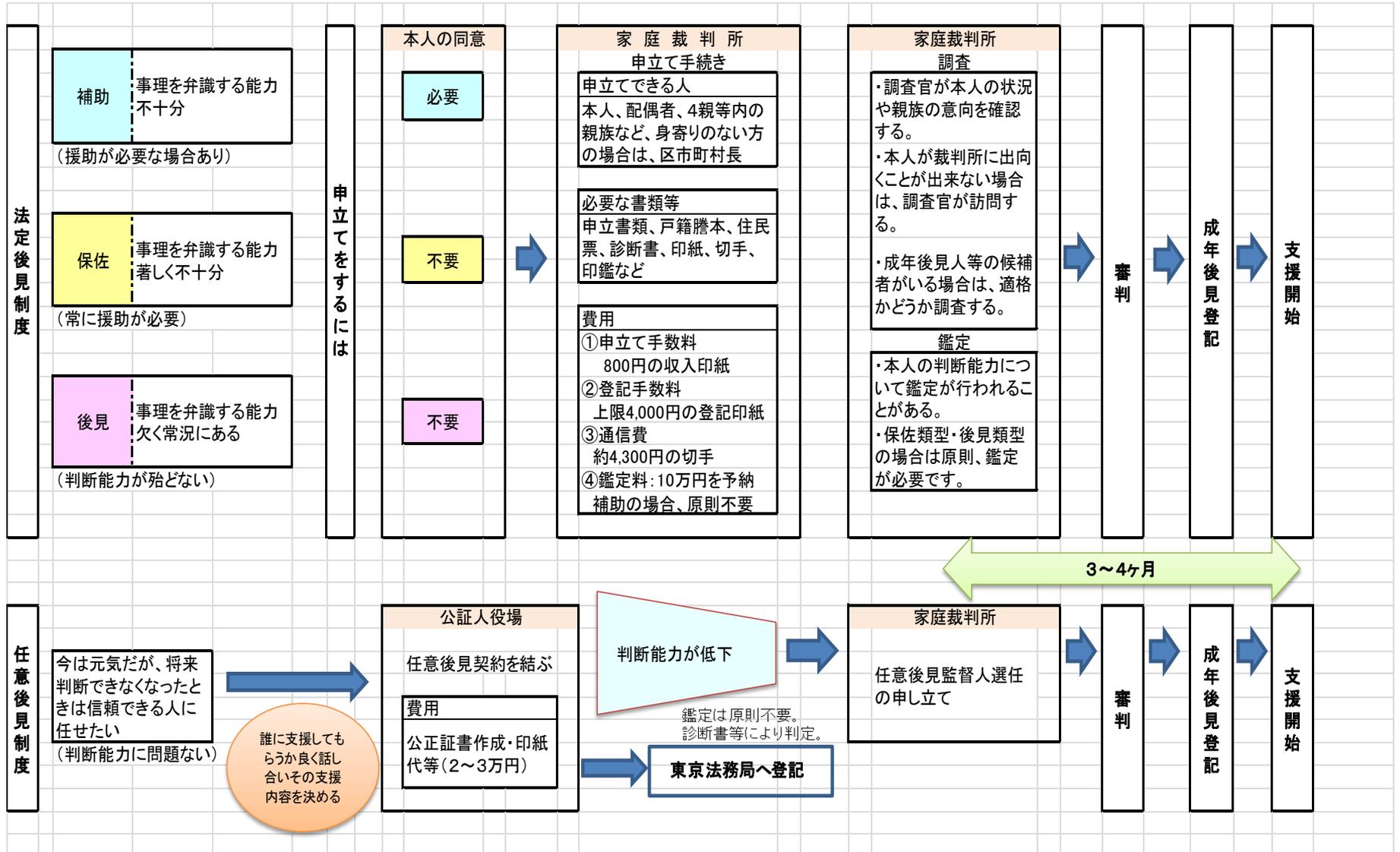
委任者(本人)は、判断能力が不十分になった時点での財産管理や療養看護等に関する事務を受任者(他者)に委任する

(2) 任意後見契約の種類

- ・ 将来型: 今は健康だが、将来、判断能力が低下場合に備えたい
- ・ 移行型: 病気などで、判断能力が低下する前に、今から支援してもらいたい
- ・ 即効型: すでに判断能力が低下していて、すぐにでも支援が必要

| 任意後見契約のタイプ | |
|------------|--|
| 将来型 |  |
| 移行型 |  |
| 即効型 |  |

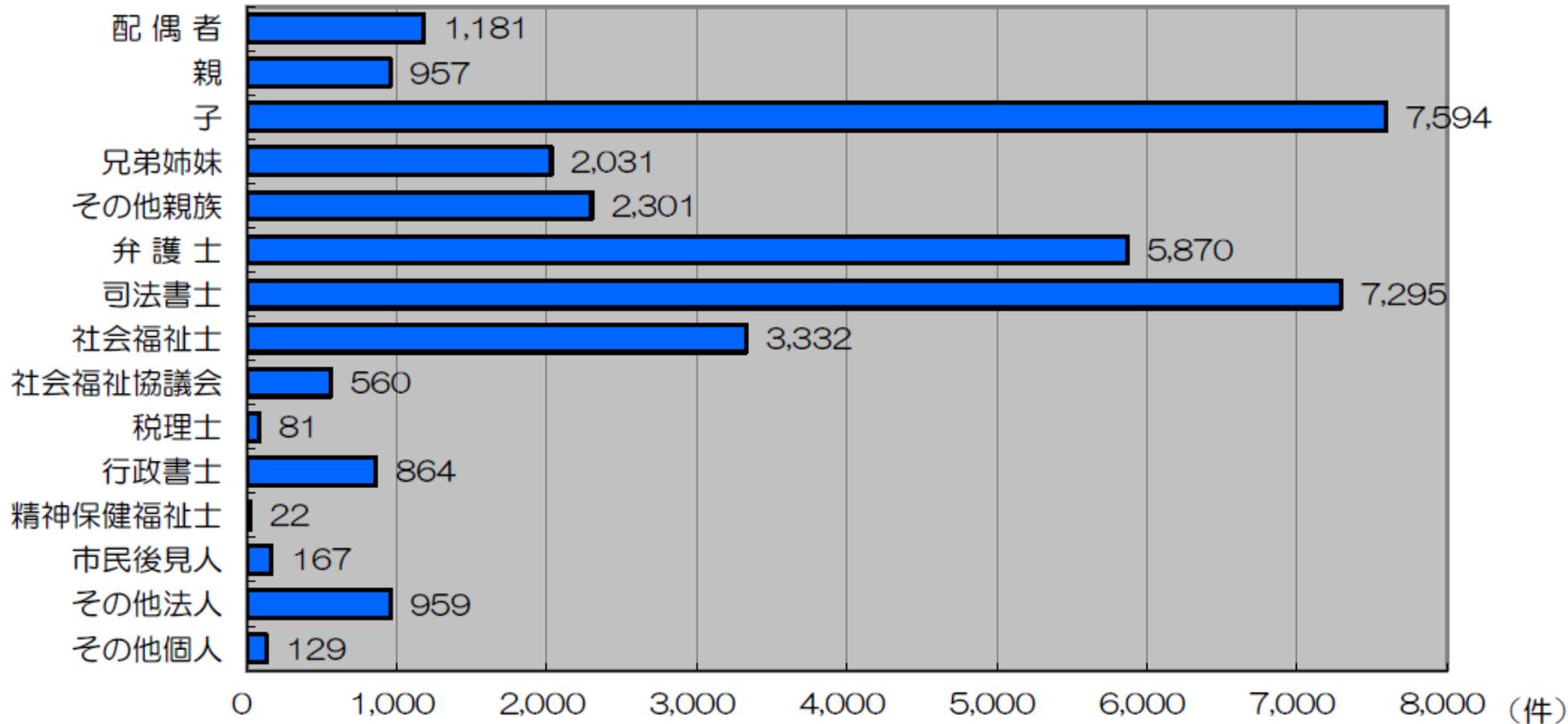
8. 申し立て～支援開始まで



C. 後見人(親族・専門職・市民・法人)

後見人の役割や権限は、親族、専門職、市民、法人での差はない。 親族後見(42.2%)

成年後見人等と本人との関係別件数



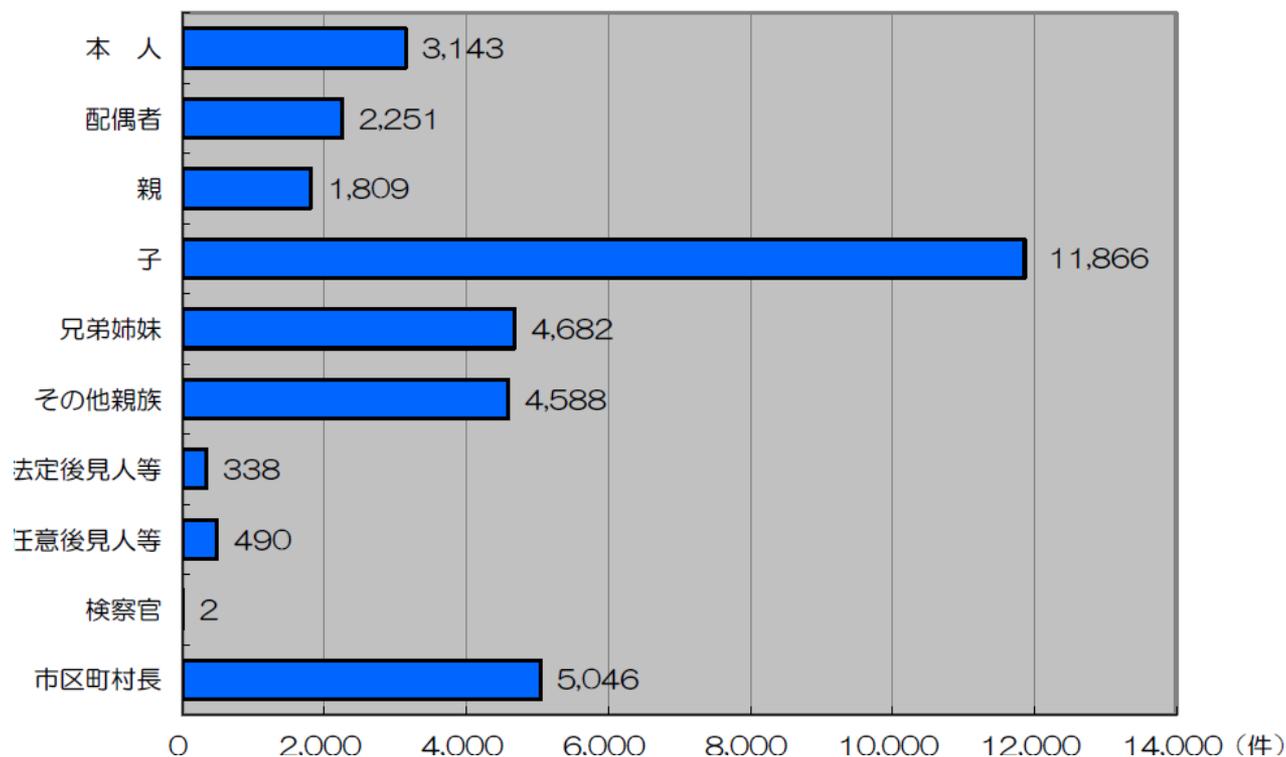
○ 成年後見人等（成年後見人，保佐人及び補助人）と本人の関係をみると，配偶者，親，子，兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約42.2%となっている。

○ 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは，全体の約57.8%であり，親族が成年後見人等に選任されたものを上回った。その内訳は，弁護士が5870件（前年は4613件）で，対前年比で約27.3%の増加，司法書士が7295件（前年は6382件）で，対前年比で約14.3%の増加，社会福祉士が3332件（前年は3119件）で，対前年比で約6.8%の増加となっている。

○ 申立人については、本人の子が最も多く全体の約34.7%を占め、次いで市区町村長（約14.7%），本人の兄弟姉妹（約13.7%）の順となっている。

○ 市区町村長が申し立てたものは5,046件で、前年の4,543件（全体の約13.2%）に比べ、対前年比約11.1%の増加となっている。

資料4) 申立人と本人との関係別件数



(参考1) 旧制度であった禁治産・準禁治産制度との違い

新しい法の理念：①ノーマライゼーション
②自己決定権の尊重
③残存能力の活用

- (1) 禁治産・準禁治産制度 → 後見・保佐・補助の制度
- (2) 任意後見の導入
- (3) 身上配慮義務
- (4) 法人後見人、複数後見人
- (5) 区市町村長に申立権付与
- (6) 民法上の後見事務の対象は、契約等の法律行為に限られる。
- (7) 配偶者が当然に後見人になる制度は、廃止
- (8) 戸籍への記載廃止 → 後見登記簿に登記
- (9) 鑑定(精神科医 → 医師)
- (10) 本人の居住用不動産処分には家庭裁判所の許可が必要

(参考2) 成年後見制度の利用者数の推移

成年後見制度の利用者数の推移

